



クリーンウッド法とSHK制度、建材流通は何を伝えるべきか ー納品書で伝える合法性確認結果と、炭素貯蔵の算定に必要な情報ー

今回の日合商解説（vol.149）では、クリーンウッド法と、温室効果ガス排出量を算定・報告・公表するSHK制度の関係を取り上げます。木材利用による炭素貯蔵効果を評価する仕組みが整う中、流通・販売店には、商品とともに必要な情報を販売先へ届ける役割があります。仕入れから納品までの情報実務を整理します。

INDEX

- ① 二つの制度と算定対象となる木材
- ② 流通・販売店の基本は「受領・保存・伝達」
- ③ SHK案件への対応と日合商認定の活用

① 二つの制度と算定対象となる木材

クリーンウッド法は、合法的に伐採された木材や木材製品の流通・利用を促進する法律です。2025年4月施行の改正法では、**国内市場へ最初に木材等を持ち込む事業者による合法性確認などが義務化**されました。国産材・輸入材の双方が対象で、合板や集成材なども含まれます。

SHK制度は、**温室効果ガスを一定量以上排出する事業者**に**排出量の算定・報告を義務付け、国が情報を公表する制度**です。2026年4月の改正により、森林経営活動や木材製品利用によって蓄えられる炭素の増減量（森林等炭素蓄積変化量）を、任意で報告する排出量の調整に使えるようになりました。2026年度実績を報告する2027年度から適用されます。

SHK制度で木材の炭素貯蔵効果を算定するには、**原則として国産材であることに加え、合法性が確認された木材、またはリサイクル材であることなどの要件を満たす必要**があります。

流通・販売店は、納品した木材の合法性確認結果や国産材であることが分かる資料を提供し、施工事業者や建築主が算定に必要な情報をそろえられるよう支援します。

② 流通・販売店の基本は「受領・保存・伝達」

クリーンウッド法では、木材関連事業者を第1種と第2種に区分しています。素材生産販売事業者から丸太等を調達する事業者や、木材・木材製品を輸入する事業者などが第1種に該当します。

それ以外の木材関連事業を行う流通店・販売店などは、第2種に該当します。同じ会社でも取引内容によって立場が変わるため、自社の仕入れ方を今一度確認する必要があります。

第1種事業者は、伐採に関する情報や証明書などをもとに合法性を確認します。第2種事業者は、仕入先から「合法性確認木材等であるか否か」の情報を受け取り、保存し、販売先へ伝える努力義務があります。

第2種事業者が整えたい情報実務

① 受け取る

仕入先から合法性確認結果を受け取り、どの商品に対応する情報かを確認します。情報がない場合は、仕入先へ確認します。

② 保存する

確認結果を納品書や電子データ等で保存します。保存期間は確認結果を記録した書類や電子データの作成の日から5年間。ただし、仕入れから販売まで5年を超える場合は、販売時まで保存します。

③ 伝える

受け取った確認結果を、販売先へ納品書、メール、電子システム等で伝えます。口頭だけの伝達は認められません。

SHK制度を活用する案件では、合法性確認結果に加え、国産材であることや材積・重量などの情報が求められます。

製材や集成材などを材積から算定する場合は、樹種によって計算に使う係数が異なるため、樹種情報も必要です。

一方、合板などでは、係数を決めるための樹種情報は不要です。

樹種情報の伝達は、クリーンウッド法の第2種事業者の基本的な情報伝達の努力義務には含まれません。通常の納品書だけでは情報がそろわない場合があるため、見積・発注時に販売先へ必要性を確認し、仕入先から入手できるかを確かめておきます。

③ SHK案件への対応と日合商認定の活用

まず、仕入先の納品書などに「**合法性確認木材等であるか否か**」の情報が記載され、どの商品についての確認結果かが分かるかを確認します。

「国産材です」という説明や、仕入先が認定・登録を受けていることだけでは、納品された商品の合法性確認結果は分かりません。

記載がない場合や対象商品が不明な場合は、仕入先へ問い合わせます。販売時には、受け取った確認結果を商品ごとに納品書などで伝えます。

社内で決めておきたい確認項目

- ・ 仕入時：誰が納品書などの合法性確認結果を確認し、不明点を仕入先へ問い合わせるか
- ・ 保存時：納品書や関連資料をどこに保管し、仕入先名・商品名・納品日などから探せるようにするか
- ・ 販売時：合法性確認結果を、自社の納品書に記載するか、別の書類やメールで販売先へ伝えるか

建築主がSHK制度を活用する案件では、見積・発注時に、販売先へ必要な資料を確認します。

クリーンウッド法の対象品目か対象外品目かを確認し、合法性確認結果が記載された納品書や、林野庁の「[木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#)」（以下「ガイドライン」）に基づく合法性証明書など、用意する資料を整理します。

国産材の情報や材積・重量に加え、必要に応じて樹種情報も用意できるか、仕入先へ確認します。

販売先と、誰がどの資料を準備するかを決めておけば、納品後の問い合わせや取り寄せを減らせます。

日合商の合法木材供給事業者認定を受けた会員企業は、クリーンウッド法対象外の品目について、ガイドラインに基づく合法性証明の体制を活用できます。

クリーンウッド法対象外品目でも、必要な証明書を提供できれば、建築主がSHK制度の算定に必要な資料をそろえる助けになります。

商品ごとの合法性を示す資料と、国産材・数量・必要に応じた樹種の情報を施工事業者へ届けることが、日合商会員の重要な役割です。

建築主の排出量算定まで担わなくても、商品の供給と情報提供を通じて、制度の活用を支援できます。